

消費税インボイス制度の導入延期を求める意見書（案）

インボイス（適格請求書）制度は、取引金額や年月日、品目、消費税などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書のことである。インボイスを発行するためには、いかに営業収入が少なくても、課税業種となり、消費税納入の義務が発生する。課税業者にならなければ、取引から除外される可能性もある。個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など広範な人に負担増が強いられる。また、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度である。

インボイス導入の主たる目的は、上述した人たちへの更なる課税強化と消費税増税であり、導入によって地域に根ざした小規模事業者に不利益をもたらし、地域経済の更なる疲弊を招きかねない。

しかるに国は、本年10月から当制度を導入しようとしている。

全国的にも、当制度の問題点が指摘され、日本商工会議所も「これでは、中小企業者が淘汰される。」として導入延期を求めている。中小企業団体、税理士団体等は実施の中止を求めている。コロナ禍の影響が残る中、年間売上高1000万円以下の免税事業者が事業の継続をするためにも、消費税インボイス制度実施の延期を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月19日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
経済産業大臣、総務大臣、内閣官房長官